

(対大臣・副大臣・政務官)

民事局 作成

四月七日(火)衆・法務委

平将明議員(自民)

一問 近時のグローバル化の流れを受け、日本の企業も外国と取引をする事例が増えている。このような中で外国との間で生じた民事的な紛争について、日本の裁判所で解決できる場合を規定したものが本法案と考えられるが、この法律案の提出に至った経緯について、法務副大臣に問う。

(答)

一 国が他の国の民事裁判権に服するかどうかという点については、国際法上、原則として国は他の国の民事裁判権に服さないという絶対免除主義と、一定の場合には国であっても他の国の裁判権に服するという制限免除主義という二つの考え方があります。

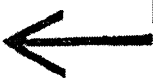
二 かつては、絶対免除主義が国際的に支配的な立場でした。しかし、その後、国家の活動範囲そのものが拡大してまいりました。すな



わち、国は、外交、防衛といったことだけではなく、一般私人と同じように他の国の会社や私人との間で、ごく一般的な商業取引等をする事が非常に多くなってきたわけですから、そうなりますと、この種の取引にまで他の国の民事裁判権から免除されるとするのは相当ではないということになったわけですから、そこで、制限免除主義が多く、の国において採用されるようになりました。

三 そのような中、平成十六年、国連総会において、制限免除主義に立ち、国及びその財産が他の国の民事裁判権に服すべき範囲等を明らかにする国連国家免除条約が採択され、我が国も、平成十九年一月に署名しました。

また、我が国の最高裁判所も、平成十八年七月二十一日判決において、制限免除主義の



立場に立つことを明らかにしました。しかしながら、この判決によって、いかなる場合に外国が我が国の民事裁判権に服することになるのかについてすべて明らかとなったわけではありません。

四　そこで、この点に関する国内法を有していなかった我が国として、外国がいかなる場合に我が国の民事裁判権に服するのかについて明らかにすべく、本法案を提出するに至ったものであります。

(参考)

平成十八年七月二十一日最高裁判決は、日本企業が、パキスタン・イスラム共和国に対し、同国政府の関連会社との間で、コンピュータ等売り渡す等の契約を締結したと主張して、代金相当額の支払を求めた事案についての判決である。

同判決は、外国国家は自ら進んで我が国の民事裁判権に服する意思を表示した場合等を除き我が国の民事裁判権から免除される旨を示した昭和三年十二月二十八日大審院決定を変更し、外国国家は、その私法的ないし業務管理的な行為については、我が国による民事裁判権の行使が当該外国国家の主権を侵害するおそれがあるなどの特段の事情がない限り、我が国の民事裁判権から免除されないと判示した。その上で、本件売買契約等の行為は、その性質上、私人でも行うことができる商業取引であるから、その目的いかんにかかわらず、私法的ないし業務管理的な行為に当たり、パキスタン・イスラム共和国は、特段の事情のない限り、本件訴訟について我が国の民事裁判権から免除されないと判示した。

(資料)

○平成十八年七月二十一日付け朝日新聞夕刊記事

(答弁責任者)

民事局参事官

飛澤知行

直通電話

自宅電話

携帯電話

外国政府への訴訟可能

民事、78年ぶり判例変更

最高裁

最高裁第二小法廷（今井功裁判長）は21日、外国の主権国家に日本の民事裁判権が及ぶという新しい判断を示した。「及ぶない」とする判例を78年ぶりに変更した。パキスタン政府相手の訴えを却下した二審・東京高裁判決を破棄。審理を差し戻す判決を出した。外国政府相手の民事訴訟が日本に起すことになり、商取引がグロ

バル化する潮流を踏まえたといえる。また、これまで他国の外交官が公務のために買った商品の代金を支払わないまま帰国しても「泣き寝入り」するしかなかったが、こうしたケースでも被害回復への道が開けそうだ。日本ではこれまで、「国家は他国の権力作用に服するものではない」との考えから、国内の不動産の権利をめぐる訴訟

を除き、外国政府に対する日本の民事裁判権を原則として免除する「絶対免除主義」の立場をとった1928年の大審院決定が判例として維持されてきた。ただ、下級審では外国政府にも商業活動など一定の場合は裁判権が及ぶとする「制限免除主義」の立場をとる判決が出始めていた。第二小法廷判決はこれにお墨付きを与えたと見える。

第二小法廷は、04年に国連が外国国家に対する民事裁判権免除の範囲を制限する趣旨の条約を採択したことなどを指摘。「外国国家は商取引や雇用契約など、私法的行為などについても民事裁判権から免除されるとの国際慣習法はもはや存在しない」と述べ、「外国国家の主権を侵害するおそれがあるなど特段の事情がない限り、日本の民事

裁判権は免除されない」との一般判断を示した。訴訟は、86年にパキスタン政府側が購入したコンピュータ代金約12億円相当分の支払いを東京部の貿易会社が求めた。貿易会社側は、契約相手の企業が国防省の関連企業だと主張。パキスタン側は、企業は単なる私企業にすぎず、政府の代理人としての権限はなかつたと主張し争っている。

平成18年17月21日
朝日・毎日・読売・日経
サンケイ・東京 朝刊 夕刊

(対大臣・**政務官**)
4月7日(火)衆・法務委

民事局 作成
平将明議員(自民)

2問 これまで、我が国にはこのような法律がなかったということだが、今まで我が国の裁判所はどのような判断をしてきたのか、法務大臣政務官に問う。

(答)

これまで、我が国の裁判所では、具体的な事案ごとに、国際慣習法に照らし、外国が我が国の民事裁判権から免除されるか否かが判断されてきました。

すなわち、我が国の裁判所においては、昭和3年に大審院が、外国国家は、原則として、我が国の民事裁判権に服することを免除されるという、いわゆる絶対免除主義の立場に立つことを明らかにして以来、この考え方が維持されてきました。

例えば、この大審院の考え方にしたがって、日本の企業が外国に対してコンピュータの売買代金相当額の支払を求めた場合であっても、外国は裁判権から免除されるという国際慣習法があると判断し、日本の企業の訴えを却下する下級審の裁判例がありました。

平成18年7月21日に最高裁判所は、昭和3年の



大審院の判断を変更して、外国国家は、私法的ないし業務管理的な行為については、原則として我が国の民事裁判権に服するという、いわゆる制限免除主義の立場に立つことを明らかにしました。しかしながら、この判決によって、外国国家が我が国の民事裁判権に服する場合として示された「私法的ないし業務管理的行為」の具体的内容がすべて明らかとなったわけではありません。したがって、外国と取引等をする私人や企業にとっては、外国と紛争になった場合に、日本の裁判所で裁判をすることができるのかについて依然として不明確な状況が残っておりました。

(答弁等責任者)

民事局参事官 飛澤 知行

直通電話

自宅電話

携帯電話

平成21年4月7日(火)

衆・法務委員会

平 将明議員(自民) 対法務当局(民事局)

3問 この法律ができることにより、外国と取引をする日本の企業には、どのようなメリットがあるのか、法務当局に問う。

(答)

- 1 先ほど答弁したとおり、これまでは外国と取引をする企業にとっては、外国と紛争になった場合に、日本の裁判所で裁判をすることができるのかについて予測が付きにくい状況にあった。
- 2 この法律ができることにより、国際的に受け入れられやすいルールに基づき、いかなる場合に外国が日本の民事裁判権に服するのかについて明らかになり、外国及び私人の予見可能性が確保されることになる。

平成21年4月7日(火)

衆・法務委員会

平 将明議員(自民) 対法務当局(民事局)

4問 この法律案によれば、例えば、日本の企業が外国を相手にパソコンを売却したところ、外国がその代金を払ってくれないという場合、日本の企業は、日本の裁判所で裁判をすることが可能なのか、法務当局に問う。

(答)

この法律案第8条は、商業的取引、すなわち物品の売買、役務の調達及び金銭の貸借など、民事又は商事に係る事項についての契約又は取引に関する裁判手続について、外国は原則として日本の民事裁判権に服するものとしている。

パソコンの売買契約は物品の売買契約であるから、商業的取引に該当するため、当該売買契約の相手方である外国は、日本の民事裁判権に服することになり、日本の企業は、当該外国を相手方として、日本の裁判所で裁判をすることができる。

平成21年4月7日（火）

衆・法務委員会

平将明議員（自民） 対法務当局（民事局）

5問 この法律案によれば、例えば、外国の在本邦大使館に雇われている日本人が、外国に対して未払賃金の支払を求める裁判をすることができるのか、法務当局に問う。

（答）

我が国で労務が提供されるような労働契約に関する裁判手続については、この法律案第9条が適用され、同条第2項が定める免除事由に該当しない限り、同条第1項により、外国等は、我が国の民事裁判権から免除されないこととなる。

そして、未払賃金の支払を求める裁判手続は、同条第2項が定める免除事由のいずれにも該当しない場合、同条第1項により、外国等は、我が国の民事裁判権から免除されず、外国の在本邦大使館に雇われている日本人は、当該外国等に対して、未払賃金の支払を求める裁判をすることができることとなる。

平成21年4月7日(火)

衆・法務委員会

平将明議員(自民) 対法務当局(民事局)

6問 今までは、外国の有する財産に対する保全処分及び民事執行を行うことはできたのか、法務当局に問う。

(答)

- 1 国際法上一般に、外国の有する財産に対する強制的な措置は、原則的に認められていない。また、今まで、外国が、その有する財産に対する保全処分及び民事執行の手続について、我が国の民事裁判権から免除されるか否か、免除されない場合があるとすれば、いかなる要件の下で免除されないのかという点について規定した国内法はなく、この点についての明確な最高裁判所の判例もなかった。
- 2 したがって、例外的に外国の有する財産に対する保全処分及び民事執行を行うことができるのかについては、個別の事案ごとの裁判所の判断にゆだねられ、あらかじめ当事者が見通しを持つことができない状況にあったといえる。

平成21年4月7日（火）

衆・法務委員会

平将明議員（自民） 対法務当局（民事局）

7問 この法律案が法律として成立・施行された際には、外国の有する財産に対する保全処分及び民事執行を行うことができるようになるのか、法務当局に問う。

（答）

- 1 この法律案が法律として成立・施行された際には、一定の場合には、外国の有する財産に対する保全処分及び民事執行を行うことができることが明確になる。
- 2 すなわち、外国は、原則として、その有する財産に対する保全処分及び民事執行の手続について、我が国の民事裁判権から免除されるから（第4条）、原則として、外国の有する財産に対して、保全処分及び民事執行をすることはできない。
- 3 しかしながら、外国が、その有する財産に対して保全処分又は民事執行をすることについて、①条約その他の国際約束、②仲裁に関する合意、③書面による契約等の方法で明示的に同意した場合には、当該外国は、当該保全処分又は民事執行の手続について、我が国の民事裁判権から免除されない（第17条第1項）。
したがって、これらの場合には、当該外国の有する財産に対して、保全処分又は民事執行をすることができる。
- 4 また、外国が、その有する財産を保全処分又は民事執行の目的を達することができるように指定し又は担保として提供した場合には、当該外国は、当該財産に対する当該保全処分又は民事執行の手続について、我が国の民事裁判権から免除されない（第17条第2項）。

したがって、これらの場合にも、当該外国の有する当該財産に対して、当該保全処分又は民事執行をすることができる。

5 さらに、外国の同意等がない場合でも、外国は、当該外国の有するいわゆる商業用財産等に対する民事執行の手續について、我が国の民事裁判権から免除されない（第18条第1項）。

したがって、この場合にも、当該外国の有する当該財産に対しては、民事執行をすることができる。

平成21年4月7日（火）

衆・法務委員会

平将明議員（自民） 対法務当局（民事局）

8問 この法律案によると、日本の企業が、外国の有する財産に対して強制執行をすることができる道を確認しておくためには、具体的にどのような方策をとることになるのか、法務当局に問う。

（答）

- 1 日本の企業が、外国の有する財産に対して強制執行をすることができる道を確認しておくためには、まず、外国と取引をする際などに、その有する財産に対する強制執行をすることについての明示的な同意を書面による契約により得ておくことが考えられる（第17条第1項第3号）。
- 2 また、外国から、強制執行の目的とすべき財産について指定を受けておくことが考えられる（第17条第2項）。
- 3 なお、強制執行の手続は、我が国の司法権の発動であるところ、我が国の司法権は、我が国の領域内にのみ及ぶから、日本国外にある外国の有する財産に対して強制執行をすることはできない。

したがって、外国から強制執行をすることについての明示的な同意を得る場合及び強制執行の目的とすべき財産について指定を受けておく場合、いずれの場合にも、我が国の領域内にある外国の有する財産について、同意又は指定を受けておく必要がある。

(対大臣・政務官)
4月7日(火)衆・法務委

民事局 作成
神崎武法議員(公明)

1問 我が国においては、1928年12月28日のいわゆる松山事件における大審院決定に基づき、長い間絶対免除主義の立場が維持されてきたが、2006年7月21日の最高裁判所の判決は、この決定を変更し、制限免除主義の立場を明らかにしたという。この最高裁判所の立場及び判例の射程範囲について、法務大臣に問う。

(答)

- 1 委員御指摘のとおり、最高裁判所は、平成18年7月21日の判決で、昭和3年の大審院の決定を変更し、外国国家は、その「私法的ないし業務管理的な行為」については、原則として我が国の民事裁判権に服するとの判断を示し、制限免除主義の立場に立つことを明らかにしました。
- 2 もっとも、この判決は、商業取引に係る裁判手続について判断したものであり、それ以外にどのようなものが「私法的ないし業務管理的な行為」に該当し、外国が我が国の民事裁判権に服するののかについ



ては、この判決だけからは必ずしも明らかとはいえません。

- 3 そこで、法務省としましては、外国が、いかなる場合に我が国の民事裁判権に服するのか、その範囲を明らかにするために、この法律案を提出させていただきました。

(参考)

平成18年7月21日最高裁判決は、日本企業が、パキスタン・イスラム共和国に対し、同国政府の関連会社との間で、コンピュータ等売り渡す等の契約を締結したと主張して、代金相当額の支払を求めた事案についての判決である。

同判決は、外国国家は自ら進んで我が国の民事裁判権に服する意思を表示した場合等を除き我が国の民事裁判権から免除される旨を示した昭和3年12月28日大審院決定を変更し、外国国家は、その私法的ないし業務管理的な行為については、我が国による民事裁判権の行使が当該外国国家の主権を侵害するおそれがあるなどの特段の事情がない限り、我が国の民事裁判権から免除されないと判示した。その上で、本件売買契約等の行為は、その性質上、私人でも行うことができる商業取引であるから、その目的いかににかかわらず、私法的ないし業務管理的な行為に当たり、パキスタン・イスラム共和国は、特段の事情のない限り、

本件訴訟について我が国の民事裁判権から免除されないと判示した。

(資料)

○平成18年7月21日付け朝日新聞夕刊記事

(答弁等責任者)

民事局参事官 飛澤 知行

直通電話

自宅電話

携帯電話

外国政府への訴訟可能

民事、78年ぶり判例変更

最高裁

最高裁第二小法廷（今井功裁判長）は21日、外国の主権国家に日本の民事裁判権が及ぶという新しい判断を示した。「及ぶ」とする判例を78年ぶりに変更した。パキスタン政府相手の訴えを却下した二審・東京高裁判決を破棄。審理を差し戻す判決を出した。外国政府相手の民事訴訟が日本の裁判所で起こせることになり、商取引がグロ

バル化する潮流を踏まえたと見える。また、これまで他国の外交官が公務のために買った商品の代金を支払わないまま帰国しても「泣き寝入り」するしかなかったが、こうしたケースでも被害回復への道が開けそうだ。日本ではこれまで、「国家は他国の権力作用に服するものではない」との考えから、国内の不動産の権利をめぐる訴訟

を除き、外国政府に対する日本の民事裁判権を原則として免除する「絶対免除主義」の立場をとった1928年の大審院決定が判例として維持されてきた。ただ、下級審では外国政府にも商業活動など一定の場合は裁判権が及ぶとする「制限免除主義」の立場をとる判決が出始めていた。第二小法廷判決はこれにお墨付きを与えたと見える。

第二小法廷は、04年に国連が外国国家に対する民事裁判権免除の範囲を制限する趣旨の条約を採択したことなどを指摘。「外国国家は商取引や雇用契約など、私法的行為などについても民事裁判権から免除されるの国際慣習法はもはや存在しない」と述べ、「外国国家の主権を侵害するおそれがあるなど特段の事情がない限り、日本の民事

裁判権は免除されない」との一般判断を示した。訴訟は、86年にパキスタン政府側が購入したコンピュータ1代金約12億円相当分の支払いを東京の貿易会社が求めた。貿易会社側は、契約相手の企業が国防省の関連企業だと主張。パキスタン側は、企業は単なる私企業にすぎず、政府の代理人としての権限はなかったと主張し争っている。

平成18年17月21日
朝日・毎日・読売・日経
サンケイ・東京 朝刊 夕刊

平成21年4月7日（火）

参・法務委員会

神崎武法議員（公明） 対法務当局（民事局）

2問 この法律案第8条第1項において「私法的取引」という文言ではなく、あえて「商業的取引」という文言を用いたのはなぜか、法務当局に問う。

（答）

この法律案第8条の「商業的取引」に対応する国連国家免除条約の文言は、commercial transaction（日本語訳は「商業的取引」）である。このように commercial という文言が用いられているにもかかわらず、「商業的」という文言を用いず、「私法的」という文言を用いると、国連国家免除条約とこの法律案とでその意味するところが異なるのではないかという誤解が生じるおそれがある。

そこで、この法律案では、「商業的取引」という文言を用いることとしたものである。

もともと、国連国家免除条約でいう commercial は、日本法における「商」の概念より広く、営利性や事業性の有無を問わないものと解されているので、このことを明らかにするために、この法律案第8条では、「商業的取引」の説明として、「民事又は商事に係る物品の売買、役務の調達及び金銭の貸借その他の事項についての契約又は取引」をいうものとしている。

(参考)

第八条 外国等は、商業的取引（民事又は商事に係る物品の売買、役務の調達、金銭の貸借その他の事項についての契約又は取引（労働契約を除く。）をいう。次項及び第十六条において同じ。）のうち、当該外国等と当該外国等（国以外のものにあつては、それらが所属する国。以下この項において同じ。）以外の国の国民又は当該外国等以外の国若しくはこれに所属する国等の法令に基づいて設立された法人その他の団体との間のものに関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 当該外国等と当該外国等以外の国等との間の商業的取引である場合
- 二 当該商業的取引の当事者が明示的に別段の合意をした場合

平成21年4月7日（火）

参・法務委員会

神崎武法議員（公明） 対法務当局（民事局）

3問 この法律案において「商業的取引」について、例示を掲げることとしたのはなぜか、法務当局に問う。

（答）

この法律案の「商業的取引」という文言は、これまでの法令で用いられていない新しい法概念であり、また、「商業的取引」は、外国等が我が国の民事裁判権に服することとなる主要な場合に該当するものである。そのため、この概念が何を指すのかを知る手がかりを確保する必要がある。

また、この法律案でいう「商業的取引」は、日本法における「商」の概念より広く、営利性や事業性の有無を問わないため、このことを明らかにする必要もある。

そこで、この法律案において「商業的取引」について、例示的な説明を掲げることとしたものである。

平成21年4月7日（火）

参・法務委員会

神崎武法議員（公明） 対法務当局（民事局）

4問 この法律案において「商業的取引」の判断基準に関する規定が設けられていないのはなぜか、法務当局に問う。

（答）

- 1 「商業的取引」に該当するか否かの判断基準については、①契約又は取引の動機や目的に着目して判断する考え方と②契約又は取引の性質に着目して判断する考え方とがある。目的に着目して判断する考え方では外国等による「商業的取引」の判断が恣意的になるおそれがあるため、基本的にはより客観的に性質に着目して判断する考え方が相当であると考えられる。
- 2 しかしながら、契約又は取引の性質に着目する限りは「商業的取引」に該当し得るような場合でも、我が国の民事裁判権からの免除をすべて認めないとすることが外国等の主権を侵害するような場合が皆無とはいえないため、そのような場合には例外的に当該契約又は取引の目的等も考慮し、我が国の民事裁判権からの免除を認める必要がある。
- 3 仮に、「商業的取引」の判断基準について性質に着目して判断する考え方の立場から明文の規定を設けてしまうと、今述べたような裁判権からの免除を認めるべき例外的な場合を読む余地がないと解されるおそれがある。

そこで、この法律案においては、「商業的取引」の判断基準についての明文規定を設けなかったものである。

平成21年4月7日（火）

参・法務委員会

神崎武法議員（公明） 対法務当局（民事局）

5問 この法律案において国連国家免除条約第4条（条約の不遡及）に対応する規定を設けなかったのはなぜか、法務当局に問う。

（答）

国連国家免除条約第4条（注）は、関係国について同条約が効力を生ずる前に開始された裁判手続については適用されない旨を規定している。

この法律案は、同条約の非締約国に対しても適用される上、同条約の発効を待たずして施行されるものである。

したがって、この法律案では、本則には条約第4条に相当する規定を置かず、附則の経過措置において、この法律案の施行前に開始された事件については適用されない旨を定めることとしている。

（注）国連国家免除条約第4条（この条約の不遡及）

この条約は、国及びその財産の裁判権からの免除の問題であって、関係国についてこの条約が効力を生ずる日前にいずれかの国に対して開始された他の国の裁判所における裁判手続において生じたものについては、適用しない。ただし、この条約に規定されている規則のうちこの条約との関係を離れ国際法に基づき国及びその財産の裁判権からの免除を規律する規則については、その適用を妨げるものではない。

平成21年4月7日（火）

参・法務委員会

神崎武法議員（公明） 対法務当局（民事局）

6問 この法律案において国連国家免除条約第6条2(b)
（免除を実施するための方法）に対応する規定を設けな
かったのはなぜか、法務当局に問う。

（答）

- 1 条約第6条2(b)は、各国の法制度によっては、外国等が、ある裁判手続の当事者として指定されていない場合であっても、当該裁判手続が当該外国等の財産、権利、利益又は活動に影響を及ぼすこととなる場合があることから置かれている規定と考えられる。具体的には、英米法系の国で見られる対物訴訟（注1）が主に想定されている。
- 2 我が国においては、そのような対物訴訟という制度はない。また、民事裁判権からの免除の原則を定めたこの法律案第4条は、外国等が裁判手続の当事者となる場合に限定した規定ではないので、外国等が当事者とならない場合にも適用されることになる。
そこで、この法律案では、敢えて条約第6条2(b)に相当する規定を置かなかつたものである。

（更問）

我が国において、条約第6条2(b)に該当し得るような場合はないのか。

（答）

外国が債権者である債務者について、日本で破産手続が開始された場合（注2）等が考えられる。

(注1)

対物訴訟とは、英米法系の国に見られる財産自体を被告とする訴訟のことをいう。

(注2)

この場合、破産債権者である外国は、破産手続の当事者ではないが、当該破産手続によらなければ破産者の財産に個別執行することができなくなる（破産法第100条第1項）。

(参考) 国連国家免除条約

第六条 免除を実施するための方法

- 1 いずれの国も、自国の裁判所における裁判手続において他の国に対して裁判権を行使することを差し控えることにより前条に規定する免除を実施するものとし、このため、自国の裁判所が、当該他の国が同条の規定に基づいて享有する免除が尊重されるよう職権によって決定することを確保する。
- 2 いずれかの国の裁判所における裁判手続は、次の(a)又は(b)の場合には、他の国に対して開始されたものとみなす。
 - (a) 当該他の国が当該裁判手続の当事者として指定される場合
 - (b) 当該他の国が当該裁判手続の当事者として指定されていないが、当該裁判手続が実際には当該他の国の財産、権利、利益又は活動に影響を及ぼすものである場合

(参考) 破産法

(破産債権の行使)

第百条 破産債権は、この法律に特別の定めがある場合を除き、破産手続によらなければ、行使することができない。

- 2 前項の規定は、次に掲げる行為によって破産債権である租税等の請求権を行使する場合については、適用しない。
 - 一 破産手続開始の時に破産財団に属する財産に対して既にされている国税滞納処分
 - 二 徴収の権限を有する者による還付金又は過誤納金の充当

平成21年4月7日（火）

衆・法務委員会

神崎武法議員（公明） 対法務当局（民事局）

7問 物品の売買に関する裁判手続であっても外国等が我が国の民事裁判権から免除されるのはどのような場合か、法務当局に問う。

（答）

- 1 日本の企業が外国に物品を販売したが、代金を支払ってもらえないというような物品の売買に関する裁判手続は、一般的には、この法律案第8条第1項の「商業的取引…に関する裁判手続」に当たると考えられるため、当該外国は、我が国の民事裁判権から免除されないものと考えられる（第8条第1項）。
- 2 もっとも、物品の売買に関する裁判手続であっても、例えば、当該物品の用途が外国の国防や外交に関わるような場合（注）には、そのような裁判手続について我が国の裁判所が裁判権を行使するとすれば、外国の主権を侵害するおそれがあるものと考えられる。
したがって、この場合には、「民事又は商事に係る物品の売買」（第8条第1項）とは評価できず、「商業的取引」（同条項）に該当しないとして、当該外国が我が国の民事裁判権から免除される場合もあり得ると考えられる。
- 3 また、商業的取引に関する裁判手続であっても、次のような場合には、外国等は、我が国の民事裁判権から免除される。
第1に、外国と当該外国の国民との間の商業的取引のような場合（第8条第1項）、第2に、国同士の商業的取引のような場合（同条第2項第1号）、第3に、商業的取引の当事

者が明示的に別段の合意をした場合（同項第2号）には、外国等は、我が国の民事裁判権から免除される。

(注) 例えば、売買の対象物品が、軍事機密用に特別に改良されたパソコンであったり、あるいは軍事用の特殊仕様がされた軍服である場合が考えられる。

(参考)

第八条 外国等は、商業的取引（民事又は商事に係る物品の売買、役務の調達、金銭の貸借その他の事項についての契約又は取引（労働契約を除く。）をいう。次項及び第十六条において同じ。）のうち、当該外国等と当該外国等（国以外のものにあつては、それらが所属する国。以下この項において同じ。）以外の国の国民又は当該外国等以外の国若しくはこれに所属する国等の法令に基づいて設立された法人その他の団体との間のものに関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 当該外国等と当該外国等以外の国等との間の商業的取引である場合
- 二 当該商業的取引の当事者が明示的に別段の合意をした場合

平成21年4月7日（火）

衆・法務委員会

神崎武法議員（公明） 対法務当局（民事局）

8問 外国の在本邦大使館が解雇等を理由に就労を拒否している場合に、その期間の賃金支払請求に関する裁判について、当該外国は我が国の民事裁判権から免除されないのか、法務当局に問う。

（答）

外国等が解雇等により労働契約が終了したことを理由として就労を拒否している期間の賃金支払請求に関する裁判手続については、損害の賠償を求めるものではないので、この法律案第9条第2項第4号にいう外国等の元首、政府の長又は外務大臣によって当該裁判手続が当該外国等の安全保障上の利益を害するおそれがあるとされた場合でない限り、当該外国等は、我が国の民事裁判権から免除されないこととなる。

（注）私人が採用されたとして、外国等が就労を拒否している期間の賃金の支払を求める裁判手続については、この法律案第9条第2項第3号に該当するため、当該外国等は我が国の民事裁判権から免除されることとなる。

平成21年4月7日(火)

衆・法務委員会

神崎武法議員(公明) 対法務当局(民事局)

9問 この法律案第9条(労働契約)第2項第3号及び第4号において、金銭請求に係る裁判のうち損害の賠償を求めるもののみを当該各号の規律から除いたのはなぜか、法務当局に問う。

(答)

御指摘のとおり、この法律案第9条第2項第3号及び第4号については、立案過程において、金銭請求に係る裁判手続一般について当該各号の適用対象から除外し、外国等は我が国の民事裁判権から免除されないとするのか、あるいは、そのうち損害の賠償を求めるものについてのみ当該各号の適用対象から除外し、外国等は我が国の民事裁判権から免除されないとするのか、いずれの考え方が妥当か検討された。

前者の考え方、すなわち、金銭請求に係る裁判手続一般が我が国の民事裁判権から免除されないとすると、採用の成否や解雇等の効力を争う裁判手続のように、この法律案第9条第2項第3号又は第4号によって、外国等が我が国の民事裁判権から免除され得る場合であっても、外国等が就労を拒否している期間の賃金支払請求に係る裁判手続については、我が国の民事裁判権から免除されないこととなり、裁判所が、請求を認容する判決をすることも可能となる。そうすると、外国等は、例えば労働者を不採用とした場合や、解雇した場合であって外国等の元首等により安全保障上の利益を害するおそれがあるとした場合であっても、労働者に対して賃金を支払い続けなければならないが、このような事態は、実質的には外国等に採用や解

雇の無効を強制したことと同じになり、この法律案第3号及び第4号の趣旨に反して相当ではないと考えられる。

そのため、この法律案第9条第2項第3号及び第4号においては、後者の考え方をとり、金銭請求に係る裁判手続のうち、損害の賠償を求めるものについてのみ、当該各号の適用対象から除外することとした。

平成21年4月7日（火）

衆・法務委員会

神崎武法議員（公明） 対法務当局（民事局）

10問 期間の定めのある労働契約の更新の拒絶に関する
裁判手続は、この法律案第9条第2項第3号と第4号の
いずれの裁判手続に該当するのか、法務当局に問う。

（答）

労働契約の更新拒絶については、個別の事案に応じて様々な
態様があることから、事案ごとにその実質にかんがみて、いず
れの裁判手続に該当するのか判断されることとなる。

具体的には、解雇権濫用法理が類推適用されない労働契約の
更新拒絶（例えば、契約期間の満了によって当然に契約関係が
終了するような場合。）は、改めて契約を締結する場合である
といえるから、第3号の「再雇用の契約の成否」に関する裁判
手続に該当するが、解雇権濫用法理が類推適用される労働契約
の更新拒絶（例えば、①反覆更新されて期間の定めのない契約
と実質的に異なる状態に至っていると認められる場合、②
相当程度の反覆更新の実態から、雇用継続への合理的な期待が
認められる場合及び③格別の意思表示や特段の支障のない限り
当然に更新されることを前提に契約を締結したものと認められ
る場合。）は、労働契約を終了させる場合と同視し得るので、
第4号の「解雇その他の労働契約の終了の効力」に関する裁判
手続に該当するものと考えられる。

平成21年4月7日（火）

衆・法務委員会

神崎武法議員（公明） 対法務当局（民事局）

11問 外国の公務員が公務中に日本国内で自動車の交通事故を起こし日本人が死傷したり、財産が壊された場合、当該外国は、我が国の民事裁判権から免除されるのか、法務当局に問う。

（答）

外国の公務員が公務中に日本国内で自動車の交通事故を起こして日本人が死傷したり、日本人の財産が壊された場合において、それが当該外国が責任を負うべきものと主張される行為によって生じた場合には、損害の賠償を求める訴訟を提起された当該外国は、この法律案第10条（人の死傷又は有体物の滅失等）により、我が国の民事裁判権から免除されない。

平成21年4月7日（火）

衆・法務委員会

神崎武法議員（公明） 対法務当局（民事局）

1.2問 外国の外交官が公務中に日本国内で自動車の交通事故を起こし日本人の死傷者が出た場合に、当該外国は、我が国の民事裁判権から免除されるのか、法務当局に問う。

（答）

- 1 外国の外交官が公務中に日本国内で自動車の交通事故を起こし日本人の死傷者が出た場合において、それが当該外国が責任を負うべきものと主張される行為によって生じた場合には、損害の賠償を求める訴訟を提起された当該外国は、この法律案第10条（人の死傷又は有体物の滅失等）により、我が国の民事裁判権から免除されないものと考えられる。
- 2 なお、外交官個人は、外交関係に関するウィーン条約上及び国際慣習法上、原則として外国の民事裁判権から免除される（注1）（注2）ため、例えば、我が国の裁判所において、公務中に交通事故を起こした外国の外交官個人に対して損害賠償請求訴訟をすることはできない。

（注1）我が国は、外交関係に関するウィーン条約の締約国であるから、同条約の締約国である外国の外交官は、公務中の自動車の交通事故に関する裁判手続については、同条約第31条1により、我が国の民事裁判権から免除されるものと考えられる。

(参考) 外交関係に関するウィーン条約第31条1

第三十一条 1 外交官は、接受国の刑事裁判権からの免除を享有する。外交官は、また、次の訴訟の場合を除くほか、民事裁判権及び行政裁判権からの免除を享有する。

- (a) 接受国の領域内にある個人の不動産に関する訴訟（その外交官が使節団の目的のため派遣国に代わって保有する不動産に関する訴訟を含まない。）
- (b) 外交官が、派遣国の代表者としてではなく個人として、遺言執行者、遺産管理人、相続人又は受遺者として関係している相続に関する訴訟
- (c) 外交官が接受国において自己の公の任務の範囲外で行なう職業活動又は商業活動に関する訴訟

(注2) ある国の外交官が他国の民事裁判権から一般的に免除されるというのは国際慣習法ということができるから、外交関係に関するウィーン条約の非締約国である外国の外交官も、公務中の自動車の交通事故に関する裁判手続について、我が国の民事裁判権から免除されるものと考えられる。

平成21年4月7日（火）

衆・法務委員会

神崎武法議員（公明） 対法務当局（民事局）

13問 日本の企業から不動産を賃借し、在本邦大使館として使用している外国に賃料の不払がある場合、当該賃料の支払請求訴訟について、この法律案第11条第1項（不動産に係る権利利益等）により、当該外国は、我が国の民事裁判権から免除されないと解してよいか、法務当局に問う。

（答）

この法律案第11条は、外国が在本邦大使館として用いる不動産に関する裁判手続についても適用される。

また、外交関係に関するウィーン条約及び領事関係に関するウィーン条約においても、外交使節団及び領事機関の公館その他の不動産に関する接受国の裁判所の民事裁判権からの免除については、規定されていない。

したがって、委員御指摘のとおり、外国が、在本邦大使館として用いる不動産について、当該不動産の賃料を支払わない場合には、不動産の権利利益に関する裁判手続であるとして、この法律案第11条第1項により、我が国の民事裁判権から免除されないことになる（注）。

（注）

外国が在本邦公館として用いる不動産に対する保全処分及び民事執行の手続については、第17条及び第18条の各規定が適用されるほか、外交関係に関するウィーン条約及び領事関係に関するウィーン条約が定める各規律が適用される。

(参考)

○外交関係に関するウィーン条約 (昭和39年条約第14号)

第1条

この条約の適用上、

(a)～(h) 略

(i) 「使節団の公館」とは、所有者のいかんを問わず、使節団のために使用されている建物又はその一部及びこれに附属する土地 (使節団の長の住居であるこれらのものを含む。)をいう。

第22条

1 使節団の公館は、不可侵とする。 接受国の官吏は、使節団の長が同意した場合を除くほか、公館に立ち入ることができない。

2 略

3 使節団の公館、公館内にある用具類その他の財産及び使節団の輸送手段は、捜索、徴発、差押え又は強制執行を免除される。

○領事関係に関するウィーン条約 (昭和58年条約第14号)

第1条 定義

1 この条約の適用上、

(a)～(i) (略)

(j) 「領事機関の公館」とは、建物又はその一部及びこれに附属する土地であつて、専ら領事機関のために使用されているもの (所有者のいかんを問わない。)をいう。

(k) (略)

2～3 (略)

第31条 領事機関の公館の不可侵

1 領事機関の公館は、この条に定める限度において不可侵とする。

2 接受国の当局は、領事機関の長若しくはその指名した者又は派遣国の外交使節団の長の同意がある場合を除くほか、領事機関の公館で専ら領事機関の活動のために使用される部分に立ち入ってはならない。ただし、火災その他迅速な保護措置を必要とする災害の場合には、領事機関の長の同意があつたものとみなす。

3 (略)

4 領事機関の公館及びその用具類並びに領事機関の財産及び輸送手段は、国防又は公共事業の目的のためのいかなる形式の徴発からも免除される。この目的のために収用を必要とする場合には、領事任務の遂行の妨げとならないようあらゆる可能な措置がとられるものとし、また、派遣国に対し、迅速、十分かつ有効な補償が行われる。

平成21年4月7日（火）

衆・法務委員会

神崎武法議員（公明） 対法務当局（民事局）

14問 外国の観光局が日本人が著作権を持つ写真や文章を無断転載して日本国内においてパンフレットを作成、配布した場合、知的財産権の侵害を理由とする損害賠償請求訴訟について、当該外国は、我が国の民事裁判権から免除されないと解してよいか、法務当局に問う。

（答）

知的財産権については、この法律案の第13条に規定を設けている。その第2号は、外国等が、日本国内においてした、我が国の知的財産権の侵害に関する裁判手続について、当該外国等は我が国の民事裁判権から免除されないものとしている。したがって、御指摘の事例において、外国は我が国の民事裁判権から免除されないこととなる。

平成21年4月7日（火）

衆・法務委員会

神崎武法議員（公明） 対法務当局（民事局）

15問 独立の法人格を有する国営企業は、我が国の民事裁判権から免除される対象となるのか、法務当局に問う。

（答）

国営企業は、国営であることを理由として、当然に我が国の民事裁判権から免除されることにはならない。ただし、当該国営企業が外国から国家の主権的な権能を行使する権限を付与された団体であって当該権限を行使している場合には、この法律案第2条第3号によりこの法律案の適用対象である「外国等」に当たることになるから、我が国の民事裁判権から免除される対象となる場合がある。

平成21年4月7日(火)

衆・法務委員会

加藤公一議員(民主) 対法務当局(民事局)

1問 国連国家免除条約があるにもかかわらず、なぜこの法律案を提出する必要があるのか、法務当局に問う。

(答)

我が国の裁判手続において諸外国を国連国家免除条約の締約国であるか否かにかかわらず差別なく取り扱うことが適切であることから、同条約に基づき諸外国に一般的に適用されるこの法律案を提出する必要がある。

(対大臣・政務官)
4月7日(火)衆・法務委

民事局 作成
加藤公一議員(民主)

2問 外国に対する我が国の民事裁判権の免除については最高裁判所で確立された判例があるが、この法律案は、判例の原則を変更するものか、法務大臣に問う。

(答)

1 委員御指摘のとおり、最高裁判所は、平成18年7月21日の判決で、昭和3年の大審院の決定を変更し、外国国家は、その「私法的ないし業務管理的な行為」については、原則として我が国の民事裁判権に服するとの判断を示し、制限免除主義の立場に立つことを明らかにしました。

2 今回の法律案は、この最高裁判所の判例を踏まえ、外国が、いかなる場合に我が国の民事裁判権に服するのか、その範囲を明らかにするものです。

したがって、この法律案は、最高裁判所の判例である制限免除主義を変更するものではありません。

(参考)

平成18年7月21日最高裁判決は、日本企業が、パキスタン・イスラム共和国に対し、同国政府の関連会社との間で、コンピュータ等売り渡す等の契約を締結したと主張して、代金相当額の支払を求めた事案についての判決である。

同判決は、外国国家は自ら進んで我が国の民事裁判権に服する意思を表示した場合等を除き我が国の民事裁判権から免除される旨を示した昭和3年12月28日大審院決定を変更し、外国国家は、その私法的ないし業務管理的な行為については、我が国による民事裁判権の行使が当該外国国家の主権を侵害するおそれがあるなどの特段の事情がない限り、我が国の民事裁判権から免除されないと判示した。その上で、本件売買契約等の行為は、その性質上、私人でも行うことができる商業取引であるから、その目的いかんにかかわらず、私法的ないし業務管理的な行為に当たり、パキスタン・イスラム共和国は、特段の事情のない限り、本件訴訟について我が国の民事裁判権から免除されないと判示した。

(資料)

○平成18年7月21日付け朝日新聞夕刊記事

外国政府への訴訟可能

民事、78年ぶり判例変更

最高裁

最高裁第二小法廷（今井功裁判長）は21日、外国の主権国家に日本の民事裁判権が及ぶという新しい判断を示した。「及ぶ」とする判例を78年ぶりに変更した。パキスタン政府相手の訴えを却下した二審・東京高裁判決を破棄。審理を差し戻す判決を出した。外国政府相手の民事訴訟が日本の裁判所で起こせることになり、商取引がグロ

バル化する潮流を踏まえたといえる。また、これまで他国の外交官が公務のために買った商品の代金を支払わないまま帰国しても「泣き寝入り」するしかなかったが、こうしたケースでも被害回復への道が開けそうだ。日本ではこれまで、「国家は他国の権力作用に服するものではない」との考えから、国内の不動産の権利をめぐる訴訟

を除き、外国政府に対する日本の民事裁判権を原則として免除する「絶対免除主義」の立場をとった1928年の大審院決定が判例として維持されてきた。ただ、下級審では外国政府にも商業活動など一定の場合は裁判権が及ぶとする「制限免除主義」の立場をとる判決が出始めていた。第二小法廷判決はこれにお墨付きを与えたと見える。

第二小法廷は、04年に国連が外国国家に対する民事裁判権免除の範囲を制限する趣旨の条約を採択したことなどを指摘。「外国国家は商取引や雇用契約など、私法的行為などについても民事裁判権から免除されるとの国際慣習法はもはや存在しない」と述べ、「外国国家の主権を侵害するおそれがあるなど特段の事情がない限り、日本の民事

裁判権は免除されない」との一般判断を示した。訴訟は、86年にパキスタン政府側が購入したコンピューター代金約12億円相当分の支払いを東京都の貿易会社が求めた。貿易会社側は、契約相手の企業が国防省の関連企業だと主張。パキスタン側は、企業は単なる私企業にすぎず、政府の代理人としての権限はなかったと主張し争っている。

平成18年17月21日
朝日・毎日・読売・日経
サンケイ・東京 朝刊 夕刊

平成21年4月7日(火)

衆・法務委員会

加藤公一議員(民主) 対法務当局(民事局)

3問 この法律案第2条第1号の「国」とは何か、我が国が承認していない国家を含むか、法務当局に問う。

(答)

この法律案第2条第1号にいう「国」とは、国家それ自体をいう。我が国が国家として承認していない主体は含まない。

平成21年4月7日(火)

衆・法務委員会

加藤公一議員(民主) 対法務当局(民事局)

4問 北朝鮮や台湾には主権免除を一切認めないという理解でよいか、法務当局に問う。

(答)

この法律案の適用対象となる「国」(第2条第1号)については、我が国が国家として承認していない主体は含まれず、北朝鮮及び台湾のいずれも、この法律案の適用対象とはならないため、これらに対して、我が国の民事裁判権からの免除を認めることはないと考えられる。

平成21年4月7日(火)

衆・法務委員会

加藤公一議員(民主)

対法務当局(民事局)

5問 仮に、北朝鮮が発射したミサイルによって日本国内で損害が発生した場合、我が国の裁判所において北朝鮮を相手取って損害賠償請求訴訟の裁判をできると考えて間違いはないか、法務当局に問う。

(答)

既に述べたとおり、この法律案の適用対象となる「国」(第2条第1号)については、我が国が国家として承認していない主体は含まれず、北朝鮮は、この法律案の適用対象とはならないため、我が国として、北朝鮮に対して、我が国の民事裁判権からの免除を認めることはないと考えられる。

平成21年4月7日(火)

衆・法務委員会

加藤公一議員(民主) 対法務当局(民事局)

6問 拉致被害者の方が、北朝鮮を相手取って損害賠償請求訴訟の裁判をできると考えて間違いないか、法務当局に問う。

(答)

既に述べたとおり、この法律案の適用対象となる「国」(第2条第1号)については、我が国が国家として承認していない主体は含まれず、北朝鮮は、この法律案の適用対象とはならないため、我が国として、北朝鮮に対して、我が国の民事裁判権からの免除を認めることはないと考えられる。

平成21年4月7日(火)

衆・法務委員会

加藤公一議員(民主) 対法務当局(民事局)

7問 この法律案にいう「連邦国家」(第2条第2号)とは何か、法務当局に問う。

(答)

複数の州等によって構成される国家をいう。

平成21年4月7日(火)

衆・法務委員会

加藤公一議員(民主) 対法務当局(民事局)

8問 ロシア連邦は、この法律案第2条の「連邦国家」に該当するか、法務当局に問う。

(答)

ロシア連邦は、この法律案第2条にいう「連邦国家」に該当すると思われるが、最終的に裁判所の判断に委ねられることとなる。

平成21年4月7日（火）

衆・法務委員会

加藤公一議員（民主） 対法務当局（民事局）

9問 国連国家免除条約とこの法律案とでは、主権免除の範囲が異なるのか、法務当局に問う。

（答）

この法律案は、国連国家免除条約を踏まえて作成したものであり、同条約とこの法律案とでは、外国等に対する裁判権免除の範囲は同じである。

平成21年4月7日（火）

衆・法務委員会

加藤公一議員（民主） 対法務当局（民事局）

10問 この法律案の第2条に該当する外国等の範囲が一義的ではないと考えられるが、これでは、予見可能性を確保し、外国等との取引を行う私人がリスクを回避できるようにしようとするこの法律案の趣旨が実現できないおそれはないか、法務当局に問う。

（答）

この法律案第2条は、「外国等」を定義しており、これにより我が国の民事裁判権から免除される主要な主体については明らかにされているので、予見可能性は十分確保されていると考えられる。

平成21年4月7日（火）

衆・法務委員会

加藤公一議員（民主） 対法務当局（民事局）

11問 この法律案第2条第2号の「連邦国家の州…に準ずる国の行政区画」及び「主権的な権能を行使する権限」とはそれぞれ何か，法務当局に問う。

（答）

- 1 この法律案第2条第2号の「連邦国家の州…に準ずる国の行政区画」とは，連邦国家の州に準じるような主体をいい，例えば，香港，マカオといった中国の特別行政区がこれに該当するものと考えられる。
- 2 また，同号の「主権的な権能を行使する権限」とは，国内法令の制定，適用又は執行をする権限を意味するものである。

平成21年4月7日(火)

衆・法務委員会

加藤公一議員(民主) 対法務当局(民事局)

12問 この法律案第2条第3号の「主権的な権能を行使する権限」を付与された団体とは何か、法務当局に問う。

(答)

この法律案第2条第3号の「主権的な権能を行使する権限」を付与された団体とは、(11問で答弁したとおり)国内法令の制定、適用又は執行をする権限を付与された団体であって、その付与された主権的な権能の行使としての行為をする場合の当該団体を意味する。例えば、外国の中央銀行がこれに当たり得る。

平成21年4月7日（火）

衆・法務委員会

加藤公一議員（民主）

対法務当局（民事局）

13問 この法律案第3条の「条約」及び「確立された国際法規」のうち、外国等が主権免除を受ける根拠となるものは具体的には何か、法務当局に問う。

（答）

- 1 この法律案第3条の「条約」としては、外交関係に関するウィーン条約、領事関係に関するウィーン条約等が挙げられる。
- 2 また、同条の「確立された国際法規」としては、例えば外国元首の享有する免除が挙げられる。

（参考）外交関係に関するウィーン条約第31条1

第三十一条 1 外交官は、接受国の刑事裁判権からの免除を享有する。外交官は、また、次の訴訟の場合を除くほか、民事裁判権及び行政裁判権からの免除を享有する。

- （a） 接受国の領域内にある個人の不動産に関する訴訟（その外交官が使節団の目的のため派遣国に代わって保有する不動産に関する訴訟を含まない。）
- （b） 外交官が、派遣国の代表者としてではなく個人として、遺言執行者、遺産管理人、相続人又は受遺者として関係している相続に関する訴訟
- （c） 外交官が接受国において自己の公の任務の範囲外で行なう職業活動又は商業活動に関する訴訟

領事関係に関するウィーン条約

第四十三条 1 領事官及び事務技術職員は、領事任務の遂行に当たって行つた行為に関し、接受国の司法当局又は行政当局の裁判権に服さない。

- 2 もつとも、1の規定は、次の民事訴訟については、適用しない。
 - (a) 領事官又は事務技術職員が、派遣国のためにする旨を明示的にも黙示的にも示すことなく締結した契約に係る民事訴訟
 - (b) 接受国において車両、船舶又は航空機により引き起こされた事故による損害について第三者の提起する民事訴訟

平成21年4月7日（火）

衆・法務委員会

加藤公一議員（民主） 対法務当局（民事局）

14問 この法律案が成立した場合、これまで判例で認められてきた範囲を超えて、広く裁判権の免除が認められることはあり得るか、法務当局に問う。

（答）

平成18年7月21日の最高裁判所の判決によって外国が我が国の民事裁判権に服する場合として示された「私法的ないし業務管理的行為」については、同判決によっても、その具体的内容が全て明らかとされたわけではない。

この法律案は、民事裁判権からの免除が認められる具体的な範囲について、これまでの諸国の慣行を踏まえて作成された国連国家免除条約に準拠して、外国等が我が国の民事裁判権に服する場合を明らかにしたものであり、また、前述の最高裁判決とも整合的なものであるため、この法律案により、外国等が我が国の民事裁判権から免除される範囲が広がることはないと考えている。

平成21年4月7日（火）

衆・法務委員会

加藤公一議員（民主） 対法務当局（民事局）

15問 この法律案が成立した場合、これまで判例で認められてきた裁判権の免除の範囲を狭められることはあり得るか、法務当局に問う。

（答）

（問14のとおり）平成18年7月21日の最高裁判所の判決によって外国が我が国の民事裁判権に服する場合として示された「私法的ないし業務管理的行為」については、同判決によって、その具体的内容が全て明らかとされたわけではない。

この法律案は、民事裁判権からの免除が認められる具体的な範囲について、これまでの諸国の慣行を踏まえて作成された国連国家免除条約に準拠して、外国等が我が国の民事裁判権に服する場合を明らかにしたものであり、また、前述の最高裁判決とも整合的なものであり、この法律案により外国等が我が国の民事裁判権から免除される範囲が狭められることはないと考えている。

平成21年4月7日（火）

衆・法務委員会

加藤公一議員（民主） 対法務当局（民事局）

16問 この法律案第9条では、外国等と個人との間の労働契約が存在している場合について規定しているが、例えば、外国等が派遣労働者を受け入れていた場合、当該派遣労働者が派遣元企業と契約している業務内容と違う業務を強制されたとすると、それに伴う損害賠償請求訴訟について、裁判権から免除されるか、法務当局に問う。

（答）

- 1 御指摘のとおり、この法律案第9条は、労働契約に関する規定であり、労働契約関係にある当事者である外国等と個人との間に適用されるものである。
- 2 お尋ねの事例については、個別の事案に応じて様々な態様があることから、具体的な事案ごとにその実質にかんがみて判断する必要があると思われるが、労働者と派遣先となった外国等との間に労働契約関係があると認められるような場合であれば（注）、この法律案第9条の規律に従って、外国等は、原則として、我が国の民事裁判権から免除されないこととなる。

（注）

下級審の裁判例の中には、労働者と派遣先との間に黙示の労働契約が成立したといえるような場合や、派遣元が形式的存在にすぎず、法人格否認の法理が適用又は準用されるよう

な場合には、派遣先と派遣労働者との間の労働契約関係を認め得るとするものがある。

平成21年4月7日(火)

衆・法務委員会

加藤公一議員(民主) 対法務当局(民事局)

17問 最高裁判所の判例(最判平成18年7月21日)を読む限りでは、16問のようなケースにおいては、外国等は裁判権から免除されないと思われるが、この理解で間違いはないか、法務当局に問う。

(答)

- 1 御指摘の最高裁判所の判例は、外国国家は、その私法的ないし業務管理的な行為については、原則として我が国の民事裁判権に服するとの判断を示したものであるが、この判決は、商業取引に係る裁判手続について判断したものであり、それ以外にどのようなものが「私法的ないし業務管理的な行為」に該当し、外国が我が国の民事裁判権に服するののかについては、この判決によっても、その具体的内容がすべて明らかとされたわけではない。
- 2 また、先ほどお尋ねの事例である労働者派遣の関係については、個別の事案に応じて様々な態様があることから、具体的な事案ごとにその実質にかんがみて判断する必要がある。
- 3 したがって、御指摘の最高裁判所の判例により、お尋ねの事例においても外国等が我が国の民事裁判権から免除されないと一義的にいうことは、困難であると考えられる。

(参考)

平成18年7月21日最高裁判決は、日本企業が、パキスタン・イスラム共和国に対し、同国政府の関連会社との間で、コンピュータ等売り渡す等の契約を締結したと主張して、代金

相当額の支払を求めた事案についての判決である。

同判決は、外国国家は自ら進んで我が国の民事裁判権に服する意思を表示した場合等を除き我が国の民事裁判権から免除される旨を示した昭和3年12月28日大審院決定を変更し、外国国家は、その私法的ないし業務管理的な行為については、我が国による民事裁判権の行使が当該外国国家の主権を侵害するおそれがあるなどの特段の事情がない限り、我が国の民事裁判権から免除されないと判示した。その上で、本件売買契約等の行為は、その性質上、私人でも行うことができる商業取引であるから、その目的いかんにかかわらず、私法的ないし業務管理的な行為に当たり、パキスタン・イスラム共和国は、特段の事情のない限り、本件訴訟について我が国の民事裁判権から免除されないと判示した。

平成21年4月7日（火）

衆・法務委員会

加藤公一議員（民主） 対法務当局（民事局）

18問 この法律案が成立すると、最高裁判所の判例（最判平成18年7月21日）では裁判を起こせたはずの事案が、裁判を起こすことすら不可能になる場合が出てくるのか、法務当局に問う。

（答）

平成18年7月21日の最高裁判所の判決によって外国が我が国の民事裁判権に服する場合として示された「私法的ないし業務管理的行為」については、同判決によっても、その具体的内容が全て明らかとされたわけではない。

この法律案は、民事裁判権からの免除が認められる具体的な範囲について、これまでの諸国の慣行を踏まえて作成された国連国家免除条約に準拠して、外国等が我が国の民事裁判権に服する場合を明らかにするものであり、また、ご指摘の判例と整合的なものと考えている。

したがって、この法律案が成立することにより、ご指摘の判例で裁判を起こせたはずの事案において裁判を起こすことができなくなることはないと考えている。

平成21年4月7日（火）

衆・法務委員会

保坂展人議員（社民） 対法務当局（民事局）

1 問 日本国民がこの法律を使いこなすためには、どのような点に留意すべきか、法務当局に問う。

（答）

1 この法律案は、外国等が我が国の民事裁判権に服する場合を具体的に明示しているので、どのような場合に我が国の裁判所で民事裁判をすることができるかについて留意する必要がある。

2 この法律案では、まず、外国等が特定の事項又は事件に関して我が国の民事裁判権に服することに明示的に同意した場合及び我が国の裁判所に自ら訴えを提起するなどした場合には、外国等は我が国の民事裁判権に服するものとしている。

次に、外国等の明示的な同意がないような場合でも、①日本国民や企業が外国等との間で物品を売買したり、外国等に不動産を賃貸したなどというような商業的取引、②日本国民と外国等との間の労働契約、③人の死傷又は有体物の滅失等などに関する裁判手続のうち一定のものについて、外国等が我が国の民事裁判権に服することとしている。

3 また、この法律案は、外国等の有する財産に対する保全処分及び民事執行の手続について、外国等が我が国の民事裁判権に服する場合も定めている。

具体的には、まず、外国等がその有する財産に対して保全処分又は民事執行をすることに明示的に同意した場合及び保全処分又は民事執行の目的を達することができるように特定の財産を担保として提供するなどした場合には、外国等は我

が国の民事裁判権に服することとしている。

次に、外国等の明示的な同意がないような場合でも、その有する商業用財産等に対する民事執行の手続については、外国等は我が国の民事裁判権に服することとしている。

- 4 したがって、法務当局としては、このような民事裁判ができる範囲を、日本国民や企業に周知していく所存である。

(参考)

平将明君の8問（強制執行の道を残すための具体的方策）

(参考)

平成21年4月7日(火)

衆・法務委員会

平将明議員(自民) 対法務当局(民事局)

8問 この法律案によると、日本の企業が、外国の有する財産に対して強制執行をすることができる道を確認しておくためには、具体的にどのような方策をとることになるのか、法務当局に問う。

(答)

- 1 日本の企業が、外国の有する財産に対して強制執行をすることができる道を確認しておくためには、まず、外国と取引をする際などに、その有する財産に対する強制執行をすることについての明示的な同意を書面による契約により得ておくことが考えられる(第17条第1項第3号)。
- 2 また、外国から、強制執行の目的とすべき財産について指定を受けておくことが考えられる(第17条第2項)。
- 3 なお、強制執行の手続は、我が国の司法権の発動であるところ、我が国の司法権は、我が国の領域内にのみ及ぶから、日本国外にある外国の有する財産に対して強制執行をすることはできない。

したがって、外国から強制執行をすることについての明示的な同意を得る場合及び強制執行の目的とすべき財産について指定を受けておく場合、いずれの場合にも、我が国の領域内にある外国の有する財産について、同意又は指定を受けておく必要がある。

平成21年4月7日（火）

衆・法務委員会

保坂展人議員（社民） 対法務当局（民事局）

2問 この法律が成立した後、この法律の内容を知らせるためにどのように広報をするつもりか、法務当局に問う。

（答）

この法律案の成立後、法務省ホームページでその概要を公表するほか、各種雑誌等においても、その概要や解説等を投稿するなどして広報に努めることを予定している。

さらに、本法律案の要綱作成のための法制審議会における調査審議に協力いただいた経済界、労働界等の関係者の御協力も得て、周知、広報に努めてまいりたいと考えている。

平成21年4月7日(火)

衆・法務委員会

滝実議員(無所属) 対法務当局(民事局)

1問 国連国家免除条約第11条1, 第12条, 第13条, 第14条及び第16条1のそれぞれただし書には「ただし, 関係国の間で別段の合意をする場合は, この限りでない。」との規定があるが, 国内法であるこの法律案ではこれらのただし書に相当する規定を置かなかつたのはなぜか, 法務当局に問う。

(答)

御指摘のあったこれらのただし書は, 国連国家免除条約と, 関係国の間の合意という, いずれも国家間の合意であるものの間の優先関係について定めるものである。したがって, 国内法であるこの法律案においては, これらのただし書に相当する特段の規定を置く必要はない。

平成21年4月7日（火）

衆・法務委員会

滝実議員（無所属） 対法務当局（民事局）

2問 平成18年7月21日の最高裁判所判決によって東京高等裁判所に差し戻された事件の結末はどうなったのか、法務当局に問う。

（答）

現在、東京高等裁判所に係属しているようである。

（参考）

平成18年7月21日判決は、日本企業が、パキスタン・イスラム共和国に対し、同国政府の関連会社との間で、コンピュータ等売り渡す等の契約を締結したと主張して、代金相当額の支払を求めた事案について、パキスタン・イスラム共和国に対して我が国の民事裁判権からの免除を認めて、訴えを却下した原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるとして、原判決を破棄し、東京高等裁判所に差し戻した。

平成21年4月7日(火)

衆・法務委員会

滝実議員(無所属) 対法務当局(民事局)

3問 この法律案に基づいて我が国が外国等に対して民事裁判権を行使する事例がどの程度出てくると想定しているのか、法務当局に問う。

(答)

この法律案の成立後、我が国の裁判所が外国等に対して民事裁判権を行使する事例がどの程度出てくるかについては、将来の具体的な事件の動向にかかわることであり、現時点で予測することは困難である。

平成21年4月7日（火）

衆・法務委員会

滝実議員（無所属） 対法務当局（民事局）

4問 この法律案に基づいて我が国が外国等に対して民事裁判権を行使して原告の請求を認容する判決が出された場合、当該判決に基づいて強制執行する体制の整備はされているのか、法務当局に問う。

（答）

- 1 この法律案は、我が国が外国等に対して民事裁判権を行使して原告の請求を認容する判決が出された場合に、当該判決に基づいて当該外国等の有する財産に対して強制執行をすることができる一定の場合を明確化した。その意味で、この法律案は、外国等に対する判決に基づく強制執行をする体制を整備するものといえる。
- 2 すなわち、外国等は、原則として、その有する財産に対する保全処分及び民事執行の手續について、我が国の民事裁判権から免除されるから（第4条）、原則として、外国等の有する財産に対して、我が国の裁判所において保全処分及び民事執行をすることはできない。
- 3 しかしながら、外国等が、その有する財産に対して保全処分又は民事執行をすることについて、①条約その他の国際約束、②仲裁に関する合意、③書面による契約等の方法で明示的に同意した場合には、当該外国等は、当該保全処分又は民事執行の手續について、我が国の民事裁判権から免除されない（第17条第1項）。

したがって、これらの場合には、日本国内にある当該外国等の有する財産に対して、我が国の管轄裁判所に申立てをす

ることにより、保全処分又は民事執行をすることができる。

- 4 また、外国等が、その有する財産を保全処分又は民事執行の目的を達することができるように指定し又は担保として提供した場合には、当該外国等は、当該財産に対する当該保全処分又は民事執行の手続について、我が国の民事裁判権から免除されない（第17条第2項）。

したがって、これらの場合にも、日本国内にある当該外国等の有する当該財産に対して、我が国の管轄裁判所に申立てをすることにより、保全処分又は民事執行をすることができる。

- 5 さらに、外国等の同意等がない場合でも、外国等は、当該外国等の有するいわゆる商業用財産等に対する民事執行の手続について、我が国の民事裁判権から免除されない（第18条第1項）。

したがって、この場合にも、日本国内にある当該外国等の有する当該財産に対しては、我が国の管轄裁判所に申立てをすることにより、民事執行をすることができる。